

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（素案）について

1 改正主旨

小田原市第1号訪問事業のうち、有資格者による国基準訪問型サービスによるサービス提供が大部分であるが、今後さらなる介護人材不足が予想され、新たな担い手の確保及び従事の促進は不可欠であるため、国基準訪問型サービス事業所が人員基準を緩和した基準緩和訪問型サービスを柔軟に提供できるよう、指定基準を一部改正する。

2 改正内容

国基準訪問型サービス事業所は、基準緩和訪問型サービスを提供できることとする。

3 改正による効果

国基準訪問型サービス事業所が、基準緩和訪問型サービスを提供するための指定申請手続を省略するので、基準緩和型サービスの提供が促進されることになる。

国基準訪問型サービス事業所は、訪問型サービス（生活援助）の依頼に対して、有資格者の在籍状況に応じて、有資格者によるサービス（国基準訪問型サービス）、市指定研修を修了した者によるサービス（基準緩和訪問型サービス）どちらを提供するか選択できるようになる。

利用者にとっては、基準緩和訪問型サービスを提供する事業所が増えるので、より多くの選択肢の中から、自身が望むサービスを選択できるようになる。

4 改正時期

令和2年4月1日（予定）

5 【参考】国基準訪問型サービスと基準緩和訪問型サービスの基準（抜粋）

サービス名	国基準訪問型サービス	基準緩和訪問型サービス
提供内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	市指定研修修了者による生活援助
対象者	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
人員基準 資格要件	①管理者 ②訪問介護員 常勤換算2.5人以上 （介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者 等） ③サービス提供責任者 （介護福祉士等）	①管理者 ②訪問介護員 1人以上必要数 （国基準訪問型サービスの訪問介護員に加え、市指定研修修了者） ③サービス提供責任者 （介護福祉士等）
単位	・週1回程度 267単位/回 （月4回超 1,172単位/月） ・週2回程度 271単位/回 （月8回超 2,342単位/月） ・週2回超 286単位/回 （月12回超 3,715単位/月）	・週1回程度 226単位/回 （月4回超 992単位/月） ・週2回程度 226単位/回 （月8回超 1,953単位/月） ・週2回超 226単位/回 （月12回超 2,936単位/月）